

事業評価書（事前・事後）

平成18年8月

評価対象（事業名）	老人医療費適正化推進事業	
担当部局・課	主管部局・課	保険局総務課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	1 1	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	I	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

(2) 事業の概要

事業内容（新規・一部新規）				
老人医療費の伸びを適正化するため、「老人医療費の伸びを適正化するための指針」（平成15年9月11日厚生労働省告示第305号）に基づき、都道府県及び市町村が取り組む適正化の推進のための事業に対して助成等を行う。				
予算概算要求額				(単位：百万円)
H14	H15	H16	H17	H18
—	3,504	3,503	3,487	4,262

(3) 問題分析

<p>①現状分析</p> <p>老人医療費については、平成11年度までは、急速な高齢化などにより増加し続けてきたが、介護保険制度の導入（平成12年度施行）や医療保険制度の改正（平成14年度施行）などにより、その後は安定して推移している（平成15年度実績で11.7兆円）。</p> <p>②問題点</p> <p>老人医療費に係る問題として、額や伸び率に地域格差がみられる。よって、まずは地域における老人医療費の現状把握・分析を行った上で、地域の実情を踏まえた施策の推進を図ることが重要である。また、診療報酬の改定等といった全国一律の対策だけでは限界があることから、地域の実情を踏まえたきめ細かな適正化事業を推進することが求められる。</p>

③問題分析

一人当たり老人医療費の全国平均額は753千円であるが、これを地域別にみると、福岡県が923千円で最も高く、最も低い長野県が612千円であり、約1.5倍の格差がある。

また、一人当たり老人医療費の伸び率の全国平均は2.2%であるが、これを地域別にみると、沖縄県が5.2%で最も高く、徳島県が0.7%で最も低くなっている。
(いずれも平成15年度実績)

④事業の必要性

医療保険制度を今後とも持続可能なものとしていくためには、現役世代の負担が過重なものとならないよう、老人医療費の伸びの適正化を図っていくことが重要であり、都道府県及び市町村が地域の実情に応じてきめ細かな対策を実施できるよう、引き続き、本事業により支援を行っていく必要がある。

(4) 事業の目標

目標達成年度		—				
政策効果が発現する時期		実施以降、一定期間経過後に、随時効果の発現が見込まれる。				
アウトカム指標	H13	H14	H15	H16	H17	目標値/基準値
老人医療費(億円)	116,560	117,300	116,523	—	—	—
アウトカム指標	H13	H14	H15	H16	H17	目標値/基準値
老人医療費の伸び率(%)	4.1	0.6	△0.7	—	—	—
(説明)			(モニタリングの方法)			
事業評価(事前評価)の実施時には評価指標を設定していなかったが、事後評価の実施に際し上記の評価指標を設定した。 平成16年度及び平成17年度の数値は、未確定。			「老人医療事業年報」(厚生労働省保険局)による。			

2. 評価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由)			
老人医療の実施者であり、住民や地域の状況を把握している都道府県及び市町村が、老人医療費の伸びの適正化に向けた取組を行うことは合理的であり、当該取組により、全保険者の拠出金負担及び公費負担の軽減につながると考えられることから、本事業			

には一定の公益性がある。	
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他
<p>（理由）</p> <p>老人医療費の伸びの適正化を推進していくためには、国が行う制度改正や診療報酬の見直し等の施策とともに、地域行政の担い手である都道府県が、医療費の適正化の観点から自ら施策を講ずるとともに、市町村に対して必要な支援を行っていくことが重要である。また、市町村においても、医療費の適正化の観点から、レセプトの点検等にとどまらず、幅広い取組が求められる。</p> <p>以上のような、老人医療費の伸びの適正化に向けた都道府県及び市町村の取組に対し、国として、本事業による助成等を通じて全国規模で支援を行う必要がある。特に、老人医療費の地域格差が存在する中で、当該格差を是正していくためには、各地域における医療費の動向を十分に分析し、地域の実情を踏まえた対策を総合的な観点から推進することが重要であり、これに対する国としての支援が必要不可欠である。</p>	
民営化や外部委託の可否	可 <input checked="" type="checkbox"/> 否
<p>（理由）</p> <p>本事業の内容は、老人医療費の伸びの適正化に向けた都道府県及び市町村の取組に対する助成等の支援であり、すなわち、公的医療保険制度の運営改善に係る事項であることから、民営化や外部委託が可能な側面は生じないものである。</p>	
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無
<p>（理由）</p> <p>少子高齢化の進展により、老人医療費が今後さらに上昇していくことが見込まれる中で、その伸びの適正化を図ることが、今日の医療保険制度の安定的な運営にとって重要かつ緊要な課題である。</p>	

(2) 有効性

政策効果が発現する経路
<p>○助成金、人的資源（投入）</p> <p>↓</p> <p>○地域における老人医療費の現状把握・分析、地域の実情を踏まえた施策の推進、都道府県における推進体制の整備や計画の策定等（活動）</p> <p>↓</p> <p>○老人医療費の適正化（結果・成果）</p>
これまで達成された効果、今後見込まれる効果
<p>①これまでに達成された効果</p> <p>老人医療費の水準は、地域における疾病の状況、患者の受診行動、医療提供体制、保健事業・介護サービスの実施状況等と関連しており、医療費を適正化するためには、都道府県や市町村ごとの医療費の地域格差を分析し、その結果を踏まえた対策を講ずることが必要である。</p> <p>このため、本事業により、都道府県等において各地域の老人医療費の地域格差の分析を行うとともに、その結果を踏まえた施策（健康づくり・疾病予防等の推進、高齢者の心身の特性を踏まえた適切かつ効率的な医療の提供、適正な受診の促進等）に取り組んできている。</p>

当該取組の結果、平成15年度においては、老人医療費の伸び率がマイナス0.7%となっている。

②今後見込まれる効果

本事業の実施により、都道府県と市町村が連携・協力し、分析を通じて把握された地域の実情を踏まえた施策を推進することにより、老人医療費の伸びの適正化に向けて、更なる効果が上がることが期待される。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

特になし。

(3) 効率性

手段の適正性

老人医療費の伸びの適正化の推進に向けて、国は、本事業による助成等を通じて全国規模で支援を行う一方、都道府県は、医療費の適正化の観点から自ら施策を講ずるとともに、市町村に対して必要な支援を行うなど、国、都道府県、市町村の連携及び適切な役割分担により、本事業の効率的な実施が図られている。

費用と効果の関係に関する評価

本事業の実施により、都道府県と市町村が連携・協力し、分析を通じて把握された地域の実情を踏まえた施策を推進することにより、老人医療費の伸びの適正化に向けて、更なる効果が上がることが期待される。

他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無

有

無

（有の場合の整理の考え方）

—

(4) その他

本事業については、介護保険制度の見直し（介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号））、医療制度改革（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号））などを踏まえて推進していくものとする。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

なお、都道府県における医療費適正化計画の策定（平成20年度実施）に係る費用について、本事業の補助金により助成等の対応を行う方針である。

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

- 老人保健法第46条の22の規定に基づき、平成15年に老人医療費の伸びを適正化するための事項を内容とする指針（「老人医療費の伸びを適正化するための指

針」(平成15年9月11日厚生労働省告示第305号)が策定され、この中で、国は、都道府県及び市町村に対し、老人医療費の分析等に必要な情報の提供並びに施策の実施に関する助言及び援助を行うとともに、老人医療費の伸びの適正化に向けた都道府県及び市町村の取組を通じて、全国的な対応が求められる施策の検討及び実施に努めることとされている。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況(警告決議、付帯決議等)

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。